

鹿児島市立病院院内保育所管理運営業務委託

企画提案仕様書

令和5年7月18日

鹿児島市立病院総務課

1 業務名

鹿児島市立病院院内保育所管理運営業務

2 業務の目的

令和6年4月1日からの鹿児島市立病院院内保育所の管理、運営を行う。

3 業務の内容

(1) 保育の実施

①対象年齢 0歳（生後8週間を経過）から6歳（小学校就学前）までの子

②保育時間 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く下記のとおりとする。

ア．基本保育 月曜日から土曜日までの午前7時から午後7時まで

イ．延長保育 月曜日から土曜日までの午後7時から午後9時30分まで

ウ．短期保育 月曜日から土曜日までの午前7時から午後9時30分まで

エ．終夜保育 毎週木曜日と毎月第4週の月曜日の午後7時から翌朝7時まで

オ．一時保育 月曜日から土曜日までの午前7時から午後9時30分まで

カ．病後児保育 月曜日から土曜日までの午前7時から午後9時30分まで

※エ．終夜保育については、実施曜日を変更する場合がある。

※このほか、病児保育の導入を予定している。

③保育の種類（利用区分）

事前登録が必要な保育 すべての保育

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

保育所の機能と環境を良好に維持し、保育業務が常に安全、快適かつ衛生的に行われるために、日常の必要な掃除、施設等の点検及び保守管理を行うこと。また、不可抗力により生じた施設の不備や不具合が明らかになった場合は、直ちに発注者へ報告し、協議すること。

①清掃業務（日常清掃）

②施設内の設備機器類の保守点検

(3) その他必要な管理業務

①入所案内など入所者募集に係る作業

②保育利用実績及び保育料の集計

③保育日誌の作成及び毎月の業務報告書の提出

④各種統計等の資料作成、利用者の意向調査等

- ⑤衛生的でかつ安心・安全な保育環境の整備
- ⑥食事・おやつの手配
- ⑦視察の対応
- ⑧その他、管理運営上必要であって、上記いずれにも該当しない軽易な業務

(4) 業務負担区分

項 目	発注者	受注者
1. 認可外保育施設に対する指導監督	○	
2. 開設準備業務		
①管理運営に係るマニュアル作成（保育理念・方針・目標の設定、保育内容、保育行事、園規約、募集方法）		○
②入所者の募集（募集要項及び募集案内の作成や募集事務）		○
③備品等の協議（備品の種類、内容等の情報提供協力及び協議）	○	○
④給食業者の募集（給食業者との契約・連携）		○
⑤スタッフの研修計画・事前研修		○
⑥開園前の説明会		○
3. 保育管理運営業務		
①保育児童・保護者名簿作成（管理日誌（保育日誌）手帳等の作成、年間行事計画・月・週・日の保育計画及びスケジュール管理）		○
②食事、おやつ献立表の作成		○
③食事、おやつ代の請求・収納		○
④日用品、消耗品及び保育材料の手配・管理	○	○
⑤施設の維持管理（施設の保守点検・法定点検）	○	
⑥施設の維持管理（日常の施設管理）		○
⑦業務従事者の勤務管理		○
⑧保育申込の受付（月極、終夜、一時保育等）		○
⑨保護者会の開催運営		○
⑩アンケート調査など要望、苦情への対応		○
⑪スタッフの研修計画・研修		○
⑫スタッフ及び入所者の健康管理（健康管理マニュアル等の作成、健康診断の実施等）		○

⑬消防、避難訓練の実施（危機管理マニュアル等の作成）		○
⑭事故、セキュリティ対策（危機管理マニュアル等の作成）		○
⑮病児、病後児保育の受付、保育、職員配置及び感染防止		○
4. その他		
一時的な災害への対応		○
保育所の管理下における災害保険加入		○
安全衛生管理		○
保護者への緊急連絡又は事務連絡		○

(5) 費用負担区分

ア. 発注者が負担する費用等

- ①開設時業務に必要な消耗品、備品等
- ②業務遂行上の必要により使用する電気・水道等の光熱水費
- ③食事・おやつに必要な食器及び備品等
- ④保育に要する保育教材、日用品、文具類、事務用品等消耗品
- ⑤施設又は備品の維持管理費用
- ⑥子どもの健康管理に係る費用
- ⑦その他、病院が負担することが相当と考えられる費用等

イ. 受注者が負担する費用等

- ①業務に従事する職員の健康管理に係る費用
 - ②業務に従事する職員の教育訓練に係る費用
 - ③業務遂行上の必要により使用する電話料
 - ④スタッフの被服等消耗品や研修等に係る費用
 - ⑤開所準備に係るコンサルティング料
 - ⑥損害保険料
 - ⑦その他、「病院が負担することが相当と考えられる費用等」以外の費用
- ※なお、食事代及びおやつ代については、保護者負担とする。

(6) 職員の配置及び条件

- ① 保育業務を遂行するにあたり、次の表に掲げる児童福祉法に定める適切な人員以上の保育士資格を有する者を配置すること。

ただし、2人を下回らないこと。

0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児以上
3 : 1	6 : 1	20 : 1	30 : 1

② 病児、病後児保育を行う場合は、病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇
児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局）に基づいて、看護師を1名以上配置
すること。

(7) この企画提案仕様書における業務の内容は、準備期間及び履行期間における本契約内
容と異なる場合があります。

4 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日までの予定

（なお、契約締結日（令和5年10月下旬（予定））から令和6年3月31日を準備期間
とし、令和6年4月1日から令和9年3月31日を履行期間とする。）

5 独自提案

本仕様に定めのない内容であっても、本業務の目的に適合と思われる事項がある場合は積
極的に独自提案を行うこと。

6 契約に関する条件等

(1) 契約金額

本業務の契約金額には、3-(5)-アにある病院が負担する経費等を除く、一切の経費を
含むものとする。

(2) 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者へ
の開示、漏えいについて管理者の注意を持ってその情報を管理することとし、契約終了後も
同様とする。

(3) 関係法令の順守

受注者は、本業務を履行するうえで関係法令等を遵守すること。

7 連絡先

〒890-8760

鹿児島市上荒田町37番1号

鹿児島市立病院総務課職員係（2階）

連絡先 電話 099-230-7002（内線2017）

電子メールアドレス hpsou-syoku@city.kagoshima.lg.jp